

第2号様式（第41条関係）（平12運令39・平14国交令79・平15国交令6・平18国交令78・一部改正）

（表）

9センチメートル	
6.5センチメートル	第 _____ 号
	官職 _____
	氏名 _____
	_____ 年 月 日生
	貨物自動車運送事業法第60条第6項の規定による 検 査 員 証
6.5センチメートル	← 3センチメートル →
	↑ 4センチメートル ↓
	写  真
	_____ 年 月 日発行 _____ 年 月 日限り有効
国土交通大臣（地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長） 印	
6.5センチメートル	

貨物自動車運送事業法抜すい

第60条

- 4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地方実施機関等又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 6 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第4項及び第5項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

- (4) 第60条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第60条第4項（第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第77条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした地方実施機関又は全国実施機関の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

- (2) 第60条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。